

徳島大学病院がん診療連携  
センター医療ソーシャルワーカー



福田 直也

答  
え

最近では、外  
来通院で抗がん  
剤治療を受ける  
ことが一般的に  
なっています。抗がん剤の中には  
高価なものもあり、高額な医  
療費負担がいつまで続くか分から  
ず、不安に思われているよう  
に感じます。

## がん 何でも Q&A

質問  
60代の父親が肺腺がんの診断を受けました。医師からは、転移もあって手術はできないと聞いています。先月から外来通院で抗がん剤治療(カルボプラチナ、アリムタ、アバスチン)を開始しましたが、医療費が高額で驚きました。治療効果がある限り治療を続けるとの説明も受けましたが、あまり金銭的な余裕がないため治療を続けていいのか不安です。何か良い方法はないでしょうか。

医療費の自己負担額が高額となつた際に利用可能な制度として、公的・私的の医療保険制度の一つである高額療養費制度があります。この制度を利用する場合、1カ月当たりに支払った医療費の自己負担金が一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合に、払い戻しを受けることができます。

既に支払った医療費は、一方月ごとの領収書を用意して払い戻しの申請をすれば、約3カ月後に自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。申請の窓口は医療保険の保険者(保険証に記載)です。医療保険の保険者は、ご自身の保険証に記載されていますのでご確認ください。なお、払い戻しの申請は2年前の医療費支払いまでの間で、以後の外来での医療費支払いについて、限度額適用認定証が発行されます。

既に支払った医療費は、一方月ごとの領収書を用意して払い戻しの申請をすれば、約3カ月後に自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。申請の窓口は医療保険の保険者(保険証に記載)です。医療保険の保険者は、ご自身の保険証に記載されていますのでご確認ください。なお、払い戻しの申請は2年前の医療費支払いまでの間で、以後の外来での医療費支払いについて、限度額適用認定証が発行されます。

既に支払った医療費は、一方月ごとの領収書を用意して払い戻しの申請をすれば、約3カ月後に自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。申請の窓口は医療保険の保険者(保険証に記載)です。医療保険の保険者は、ご自身の保険証に記載されていますのでご確認ください。なお、払い戻しの申請は2年前の医療費支払いまでの間で、以後の外来での医療費支払いについて、限度額適用認定証が発行されます。



イラスト・大塚 吉雄

午前8時半～午後5時に受け付けています。

質問募集 がんに関する悩みに「徳島がん対策センター」がお答えします。質問内容を詳しく書き、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記し、〒770-8572 徳島新聞社文化部「がん相談」係へ。紙上に住所、氏名、電話番号は掲載しません。同センターへ電話(088-633-94338)でも平

# 限度額超えれば払い戻し

ワーカーに相談してみてはいかがでしょうか。

医療ソーシャルワーカーは、医療中の経済的、社会的、心理的問題の解決や調整の援助を役割としています。不安や悩みがあればいつでもご相談ください。問題について一緒に考え、解決のお手伝いをさせていただきます。

このような医療保険制度を利用することで、治療継続に対する不安を軽減できる場合があります。高額療養費制度以外にも、社会福祉制度など、患者の状況によって利用可能なものもあります。受診している医療機関へご確認ください。

また、高額な治療が長期で続いた場合には、多数該当世帯に状況によって利用可能なものもあります。受診している医療機関へご確認ください。病院)には相談支援センターがあります。相談方法を事前にご確認ください。また、徳島がん対策センターにも相談窓口があります。相談方法を事前にご確認ください。また、徳島がん対策センターにも相談窓口があり、ホームページにも役立つ情報をお伝えしていますのでご活用ください。